

神奈川県社会的養育推進計画 （令和2年度～令和11年度） 改定素案について

神奈川県 福祉子どもみらい局
子どもみらい部 子ども家庭課



子ども虐待防止オレンジリボンと
かながわキンタロウ

計画の概要

- **子育てに困難がある家庭**に対する支援として、社会全体で子どもを育てること（社会的養育）を充実させるための計画です。
- 特に、虐待など様々な理由により**家庭を離れて暮らす子ども**の権利擁護や、家庭への養育支援、施設や里親家庭での代替養育、自立支援を主とします。
- 計画期間：令和2～11年度とし、前期（2～6年度）の最終年度に進捗状況を検証のうえ、後期（7～11年度）の計画を見直す。

見直しの経緯

計画見直しの背景

現行計画における課題への対応

- 多くの項目について整備目標が不明確
- 評価指標の設定が不十分 等

社会的養育専門委員会報告書（令和4年2月） を踏まえた見直し

- 推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とする。里親数、施設数に加え、児童家庭支援センター等の各種機関、権利擁護等の体制などについても整備計画の作成を行う。
- 適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していく。

改正児童福祉法（令和4年6月成立） の内容を反映

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化・事業の拡充
- 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- 社会的養育経験者等に対する自立支援の強化
- 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 等

次期計画の見直し内容

各資源についての整備目標の設定

- 里親等委託率だけでなく、里親等数や施設数、児童家庭支援センターや里親支援機関、自立支援の役割を担う機関、権利擁護等の体制などについても整備目標を新たに設定

適切な評価指標の設定・ PDCAサイクルの効果的な運用等

- 適切な評価指標の設定
- PDCAサイクルの効果的な運用
- 計画記載事項の明確化

改正児童福祉法の内容を踏まえた見直し

- 改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、
 - ・ 妊産婦等生活援助事業の整備
 - ・ 里親支援センターによる一貫した里親支援体制の構築
 - ・ 児童自立生活援助事業等の推進 等

見直し

改定の主なポイント ①

パーマネンシー保障の理念の徹底

現行計画

家庭養育優先原則に基づき、里親委託の推進や、施設をより家庭的な環境にするための小規模化・地域分散化に取り組んだ。

課題

家庭的な環境での養育であっても、養育者との関係が永続的であると子ども自身が感じられないと、成長の土台とはならない。

改定後

子ども自身がずっとともにいてくれると感じる信頼できる大人との、途切れないつながりを提供できるよう、チームとしての養育を重視。

改定の主なポイント②

市町村との連携強化

現行計画

一般的な子育て相談～虐待の軽度は**市町村**、虐待相談は**児相**として、児童相談所と要保護児童対策地域協議会が連携して対応。

課題

妊娠・出産期から、**地域で家庭に寄り添いながら養育を支援**することが、虐待を未然に防ぐ上で重要。

改定後

市町村のこども家庭センターとの連携により、**妊娠・出産・子育て支援からつながる一連の子ども・家庭支援体制**を構築。

改定の主なポイント ③

整備目標・評価指標の設定

現行計画

里親等委託率について定量的な目標値を設定し、毎年度取組状況を評価しながら里親委託推進に取り組んだ。

課題

里親等委託率以外も、子どもをはじめとする当事者や支援する側の実態を把握しながら取組みを進める必要がある。

改定後

子どもの意見表明の実施状況、市町村のこども家庭センター整備状況などを含む、すべての取組みに係る整備目標と評価指標を設定。

計画の構成

目標

子どもたちが安心して健やかに成長し、
生き生きと暮らすことができる神奈川

柱1 子どもの権利擁護の推進

- ・ 権利の主体である子どもを中心として、子ども目線で取り組む

柱2 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

- ・ 児童相談所・施設・市町村等関係機関の体制や連携を充実・強化

柱3 家庭と同様の環境における養育の推進

- ・ 子ども一人ひとりに合った養育環境の提供

柱4 社会的養護経験者等の自立支援の推進

- ・ 子どもたちの自立する力を育み、支える環境を整える

主な取組み

柱1 子どもの権利擁護の推進

- ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援
- イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援
- 新**ウ 子どもの権利擁護に係る環境整備
- エ 子どもへの虐待の禁止の徹底

柱2 子どもと家庭を 地域で支援する取組みの推進

- ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化
- イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護
- ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援
- エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開
- 新**オ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み

主な取組み

柱3 家庭と同様の 環境における養育の推進

- ア 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築
- イ 里親等への委託の推進
- ウ 児童養護施設等の高機能化等
- 新**エ 障害児入所施設における支援

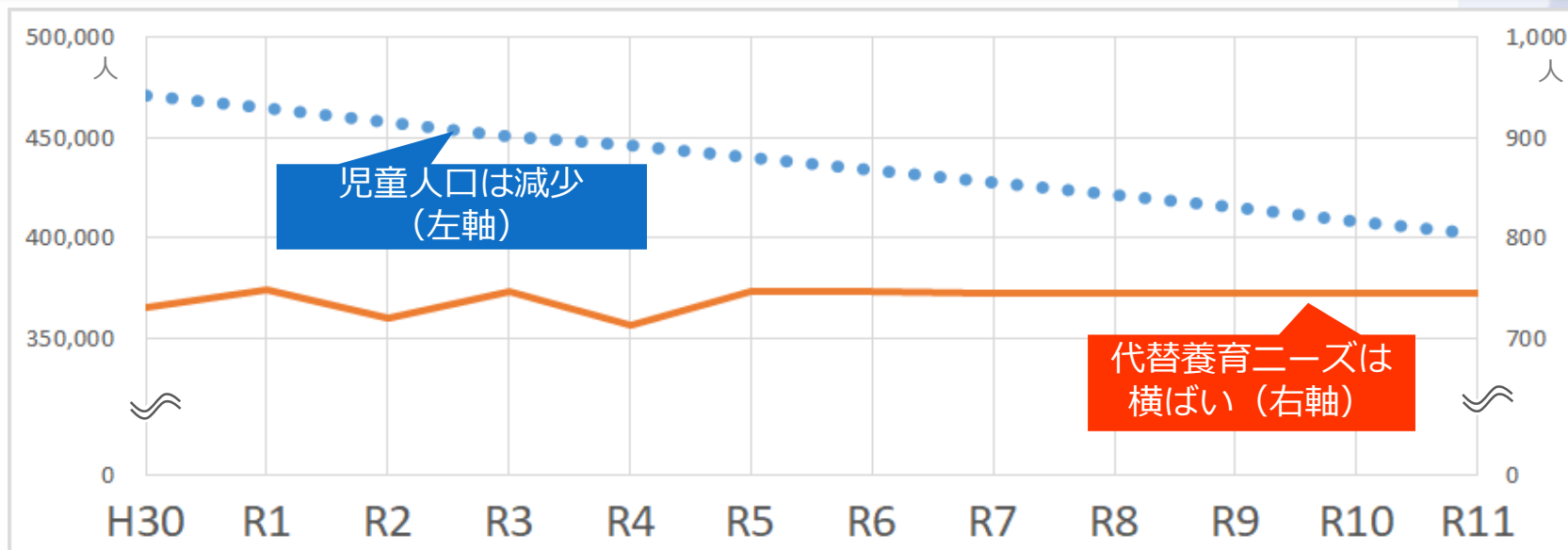
柱4 社会的養護経験者等の 自立支援の推進

- ア 社会的養護経験者等の自立支援ニーズの把握
- イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進

代替養育の需要量と供給量

→ R 6 以降は推計

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
20歳未満人口 (県所管域)	470,974	465,387	458,028	451,189	446,144	439,925	433,805	427,684	421,362	415,040	408,717	402,395
代替養育を必要とする子ども数	730	748	720	746	714	747	746	745	745	745	745	745



→代替養育のニーズを満たす供給量を確保

計画の進捗管理・評価

毎年度、評価指標により実態を把握、里親委託等推進委員会及び社会的養護自立支援協議会において点検・評価を行い、神奈川県児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会）に報告します。

※評価指標は、「資料編」として別冊にまとめます（現在作成中のため、パブリックコメントの資料には含まれません）。